※令和元年10月1日に自動車税が自動車税種別割、軽自動車税が軽自動車税種別割へ名称変更されました。
※令和元年10月1日に自動車取得税が廃止され、環境性能割が導入されました。

心身障害者等の「軽自動車税・自動車税」が減免になります

左表に該当する心身障害者等が要件を満たした場合、通院・通学や生業等のために使用する軽自動車・普通自動車等のうち、障害者1人につき1台に限り、軽自動車税種別割・環境性能割、自動車税種別割・環境性能割が減免になります。

要件（いずれかに該当の場合）

●車両の所有者及び運転者が、該当者本人又は該当者と生計をともにする方の場合

●障害者が納税義務者である場合で、その世帯に運転できる方がなく、同一生計でない常時介護する方が運転する場合

※要件に該当しなくなった場合は、届け出が必要です。

※軽自動車税環境性能割、自動車税種別割・環境性能割の減免では、その他にも要件があります。

※公益専用車両、福祉車両は軽自動車税種別割が減免になる場合があります。詳しくは課税課へ。

軽自動車税種別割の手続

毎年申請が必要です。

申請場所　課税課（市役所1階）、支所市民福祉課（アスピアこだま内）

申請期間　5月1日(金)～6月1日(月)

軽自動車税環境性能割、自動車税種別割・環境性能割の手続

申請場所　県内各県税事務所、自動車税事務所及び各支所

申請期限　6月1日(月)《4月1日時点で所有する自動車の場合》

※年度途中で取得した自動車の場合は、別途期限が設定されます。

持参するもの（軽・普通自動車共通）

・身体障害者手帳・療育手帳
・精神障害者保健福祉手帳と自立支援医療受給者証
・納税義務者の印鑑
・運転者の自動車運転免許証
・自動車検査証・納税通知書
・納税義務者の通知カード又はマイナンバーカード（普通自動車は不要）

★軽自動車税種別割に関すること：課税課☎25-1122・FAX25-1191、支所市民福祉課☎72-1333・FAX72-1630

★自動車税種別割に関すること：本庄県税事務所☎22-6100・FAX22-2844

★軽自動車税環境性能割・自動車税環境性能割に関すること：自動車税事務所熊谷支所☎048-532-8011

■減免の対象となる障害の区分及び級

手帳の種類及び障害の区分		減免の対象となる障害の級
身体障害者手帳	心臓、じん臓、呼吸器、小腸、ぼうこう又は直腸	1級又は3級
	体幹	1級から3級まで及び5級
	聴覚	2級又は3級
	視覚	1級から3級まで及び4級の1（4級のうち視力の良い方の眼の視力が0.08～0.1）
	音声又は言語機能	3級（こう頭が摘出された場合に限る）
	平衡機能	3級
	上肢　※主に手や腕	1級又は2級
	下肢　※主に足	1級から6級まで
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（上肢）	1級又は2級
	乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能（移動）	1級から6級まで
	ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能、肝臓	1級から3級まで
療育手帳		Ⓐ又はA
精神障害者保健福祉手帳		1級で、かつ障害者総合支援法に規定する精神通院医療を受けている方
戦傷病者手帳		身体障害者手帳の減免の範囲に準じる

※障害名が「半身不随」など複数の障害がある場合は、障害の区分ごとの等級（上肢○級、下肢○級）により判定します。
※障害者が施設に入所している場合は、身体障害者手帳1～2級（戦傷病者手帳で準じる場合を含む）の方、療育手帳Ⓐ又はAの方、精神障害者保健福祉手帳1級で施設以外の病院で精神通院医療を受けている方が対象となります。

国民年金からのお知らせ

★市民課国民年金係☎25-1114、支所市民福祉課市民税務係☎72-1333、熊谷年金事務所☎048-522-5012

○令和2年4月から国民年金保険料及び年金額が改定されました

▶国民年金保険料額（月額）

16,540円（昨年度から130円増額）

※保険料は、まとめて前払い（前納）することで割引が受けられます。

▶老齢基礎年金額（年額）

781,700円（昨年度から1,600円増額）

※20歳から60歳までの40年間、国民年金保険料を全額納付し、65歳から受給した場合の年金額です。

▶障害基礎年金額（年額）

1級　977,125円（昨年度から2,000円増額）

2級　781,700円（昨年度から1,600円増額）

※別途「子の加算」あり（18歳到達年度末日までの子、又は20歳未満で障害年金の障害等級1級又は2級の子が対象）

◎現在年金を受給されている方には、6月上旬に日本年金機構より年金額についてのお知らせが送付されますので、ご自身の年金額はそちらでご確認ください。

○「学生納付特例制度」の受付を開始しました

国民年金は、20歳以上であれば学生も加入し保険料を納める必要があります。ただし、学生のため収入が少なく保険料を納めることが困難な場合、保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」が利用できます。

承認された期間は、年金受給のために必要な期間（＝受給資格期間）に算入され、障害基礎年金及び遺族基礎年金の納付要件にも算入されます。

4月1日より令和2年度分の受付を開始しましたので、利用希望者は忘れずに申請してください。なお、申請は毎年度必要です。

対象　前年所得が一定額以下の学生

手続き先　市民課（市役所1階）又は支所市民福祉課（アスピアこだま内）

持参するもの

①年金手帳又はマイナンバーカード（もしくは通知カードと運転免許証等の本人確認書類）

②印鑑

③申請年度の学生証（コピー可。ただし、有効期限が裏面記載の場合は両面コピー）又は在学証明書

○受け取る年金額を増やすこともできます

▶付加保険料の納付

毎月の定額保険料に付加保険料として月額400円を上乗せして納めることで、下記のとおり、老齢基礎年金に加算され、年金受給額を増やすことができます。

【例】40年間（480月）付加保険料を納付した場合

○付加保険料の納付総額

400円×480月＝192,000円

○将来受給できる付加年金額加（年額）

200円×480月＝96,000円

※国民年金基金加入者や保険料の免除等を受けている場合は利用できません。

※納めた保険料は社会保険料控除の対象になります。

対象　国民年金第1号被保険者、任意加入被保険者（65歳未満）

手続き先　市民課又は支所市民福祉課

持参するもの

①年金手帳又はマイナンバーカード（もしくは通知カードと運転免許証等の本人確認書類）

②印鑑

▶免除等の期間の保険料を納付できます

保険料の免除等を受けていた期間がある場合は、保険料を全額納付した場合に比べ、年金額が少なくなります。

ただし、この期間は10年以内（例えば、平成22年5月分は令和2年5月まで）であれば、納付（追納）することにより、将来受け取る老齢基礎年金の年金額を増やすことができます。

※過去3年度以前の期間の追納は、当時の保険料に一定の加算金が発生します。

※納めた保険料は社会保険料控除の対象になります。

対象　過去10年以内に、免除、納付猶予（若年者納付猶予）、学生納付特例を受けた期間のある方

手続き先　市民課又は支所市民福祉課

持参するもの

①年金手帳又はマイナンバーカード（もしくは通知カードと運転免許証等の本人確認書類）

②印鑑